

省エネ社会への貢献目指す

トップランナーモーター



日立産機システムでは早期の切り替えに向け生産を本格化

【三相誘導電動機(産業用モーター)のトップランナー基準導入】三相誘導電動機とは、三相交流電源から動力を得て、電磁誘導により固定子から回転子に電力を送り、これを利用して動力を発生する。構造上、かご形と巻線形の2種類あるが、その大半をかご形が占める。国内への供給量は05年度から07年度の平均では年間680万台、市場規模は2000億円程度。今回のIE3レベル相当への規制においては、国際規格では周波数や出力などにより100を超える区分になっているが、切り替えを早期にするため同じ効率値の統合や係数処理を用いて、36区分に簡素化された。

2015年度スタート

長時間稼働で経済性向上

三相誘導電動機(産業用モーター)が省エネ製品を普及させる。トップランナー制度の特定機器に追加されるのを待ち、モーターメーカー各社は対応製品を相次ぎ市場投入している。規制開始されるのは2015年4月。省エネ基準は欧米などに合わせた「IE3」基準相当に変わり、ユーザーに切り替えを本格化する。産業用モーターは日本の総消費電力の55%を占め、高効率製品による節電効果は大きい。また世界基準として各国で高効率規制が進む中、モーターを組み込む各種の設備機器も含め、グローバルビジネスを後押しするチャンスとして期待される。

2015年4月から規制が始まる産業用モーターは定格出力が0.75kW(約1馬力)から375kW(約500馬力)まで。ギアモーターやブレーキ付きモーターなども対象。ただし、機械に組み込まれ、試験ができないものや防振モーターなど対象外のものもある。高価な電磁鋼板が使用されるなど、ユーザーの導入コストは従来モーターと比べ一般的に高くなる傾向にあるがエネルギーコストが削減可能。稼働時間が長ければ長いほど経済性が生まれる。平均的な運転条件の場合、導入コストに対し3年程度で回収が可能とされ、また電力料金が上がるほど導入コストの回収は早くなる。経済産業省は6月に省エネ製品の普及をはかる「トップランナー制度」にこのIE3モーターを加えることを決定。11月1日に施行予定している「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の改正により正式に決まる。対象となる

モーターは定格出力が0.75kW(約1馬力)から375kW(約500馬力)まで。ギアモーターやブレーキ付きモーターなども対象。ただし、機械に組み込まれ、試験ができないものや防振モーターなど対象外のものもある。高価な電磁鋼板が使用されるなど、ユーザーの導入コストは従来モーターと比べ一般的に高くなる傾向にあるがエネルギーコストが削減可能。稼働時間が長ければ長いほど経済性が生まれる。平均的な運転条件の場合、導入コストに対し3年程度で回収が可能とされ、また電力料金が上がるほど導入コストの回収は早くなる。経済産業省は6月に省エネ製品の普及をはかる「トップランナー制度」にこのIE3モーターを加えることを決定。11月1日に施行予定している「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の改正により正式に決まる。対象となる

特定機器の対象範囲

対象範囲	主な除外機種
単一速度三相かご形誘導電動機	①特殊絶縁
出力 0.75kW~375kW	②デルタスター始動方式
極数 2極、4極、6極	③船用モーター
電圧 1000V以下	④液中モーター
周波数 50Hz、60Hzおよび50Hz/60Hz	⑤防爆形モーター
使用の種類 S1(連続定格)または80%以上の負荷時間率を持つS3(反復使用)	⑥ハイスリップモーター
	⑦ゲートモーター
	⑧キャンドモーター
	⑨極低温環境下で使用するもの
	⑩インバーター駆動専用設計で他力通風形のもの

あくまで製造事業者が義務付けられるものであり、ユーザーが規制開始以前から使用している機器はそのまま使用できる。既設のモーターは対象外であるが、産業用モーターは現在、国内で1億台も台数が稼働している。これをすべてIE3に置き換わった時の節電効果は大きい。原子力発電所が多く稼働していた99年での試算では、電力の削減量は全消費電力の1.5%に相当する年間155億kWh(二酸化炭素CO₂削減量は527万t)と推定された。原簿の再稼働が難しい中、CO₂の排出抑制が大きな課題として、しかかっているだけに、使用電力の削減は当時の試算以上にCO₂削減をもたらすことができる。とみられる。

グローバルビジネス後押し

産業用モーターは欧米市場でも最も汎用的に使われ、普及している。IE3の導入により、ユーザー側の関連団体である日本産業機械工業会(吉原雅治産業機械部)は、会員企業では「モーターの価格上昇分を搬送装置、ビルシステム、発電設備、上下水道設備などに見えないところで多く活用。このほ

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
米国	97年~EPAAct; エネルギー政策法 EPAAct (IE2) 規制開始			EISA: エネルギー独立安全保障法 10年12月~NEMA Premium (IE3) 規制開始							
欧州 (EU27)	MEPS (Minimum Energy Performance Standards) による 06年~EFF1 (IE2+) 規制発効			欧州委員会 エコデザイン要求事項 11年6月~IE2規制開始				IE3 or IE2+インバーター駆動規制開始 15年1月~7.5kW以上			
韓国	段階的にIE2規制開始 08年7月~45kW以上		10年1月~15kW以上 10年7月~0.75kW以上	11年1月~8極機				17年1月~0.75kW以上			
中国	エネルギー効率標準実施規則 07年7月~GB3級 (標準効率+a)			11年7月~GB2級 (IE2+) 規制開始			12年9月~新GB3級 (IE2) 規制開始				
ブラジル			09年12月~IE2規制開始								
日本								15年4月~IE3でのトップランナー規制開始			

短納期体制の確立を急ぐ。現行品の出荷停止を早めに進めていくメーカーもある。いずれにしてもユーザーは早期の準備、場合によっては組み込む機械設備の設計変更などが必要となる。世界各国では米国を先頭にこうした高効率なモーターを推奨する法制化が積極的だ。現状は日本国内で稼働しているのは「IE1」基準がほとんどで、モーター単体の規制はこれまで進んでいない。国によってIE2基準を導入してからIE3へと移行する国もあるが、15年からは欧州でもIE3規制が始まり国内でもグローバル基準への整合化が急がれている。このため一気にIE3へと移行することになった。モーターを搭載するセクタメカでは今後、国内生産のIE3モーターを組み込んで信頼性の高い日本品質として販売拡大することや、モーターメーカーの海外工場生産を現地で組み込み出荷するなどの需要が増える。と予想される。運用を開始すれば多少の問題は発生するだろうが、グローバル基準のモーターを積極採用し、装置全体の効率化に取り組み(吉原雅治日本産業機械工業会産業機械部第一部長)といった、チャレンジャーとしての役割が重要となる。正式に規制が開始されることは、グローバルビジネスで生き残りかけ製造業にとって好機となる。とみられる。

技術開発と採用の促進を

わが国の省エネルギー施策は、1979年に制定されたエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)を基に実施されています。トップランナー制度は、地球温暖化への対応も踏まえてさらなる成果を挙げました。

2011年1月、総合資源エネルギー庁省エネ部省エネルギー対策課長



福田 敦史氏

省エネを進めるため、98年に省エネ法に導入されたものであり、それ以降、対象機器は26機器に拡大するとともに、機械器具分野におけるエネルギー消費効率の改善に大きな用されるもの(2)の使用に際し相当量のエネルギーを消費し、省エネ効果の向上を図ることが特に必要なもの(1)に合致することが認められ、同基準部会三相誘導電動機判断基準小委員会において「モーターのトップランナー基準(目標基準値、目標年度等)について審議され、今年6月に行政省令、判断基準を交付し、施行の予定です。今後、製造・輸入事業者(製造事業者等)は、モーターの省エネ化のための技術開発を促進し、エネルギー消費効率の優れた製品の開発・輸入に努めていただくことが必要となります。また、対象機

SEW EURODRIVE
SEW-オイロドライブ・ジャパン株式会社

Showa
昭和電機株式会社

Sumitomo Drive Technologies
Always on the Move
住友重機械工業株式会社

TECO
東元電機

TOSHIBA
Leading Innovation >>>
東芝産業機器システム株式会社

HITACHI
Inspire the Next
日立産機システム

FE 富士電機
Innovating Energy Technology

MITSUBISHI
三菱電機
Changes for the Better

MEIDEN
明電舎

YASKAWA
安川電機

JEMA 一般社団法人日本電機工業会